

# 市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.126

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内  
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2022. 6. 22

## 岡崎市付属機関の市民公募 委員の選考方法調べ

岡崎市では多くの付属機関の委員に市民からの公募を行っています。会のメンバーも複数の付属機関に応募してみましたが、すべて選考から外れました。それが悔しいということで、調べることにしたわけはありません。

まずどんな付属機関があるか、見てみましょう。

1. 法律又は個別の条例に基づき設置される附属機関＝53 機関（うち16 機関）
2. 岡崎市附属機関設置条例に基づき設置される附属機関  
（市長の附属機関）＝27 機関（うち9 機関）  
（教育委員会の附属機関）＝3 機関（うち1 機関）  
（農業委員会の附属機関）＝1 機関（うち0 機関）

合計 26 機関が市民委員を公募していることがわかりました。そこで、現在の段階で令和3 年度及び令和4 年度に募集した16 の付属機関の選考方法を情報公開請求しています。

	法律又は個別の条例に基づき設置される附属機関名	担当課
1	岡崎市市民協働推進委員会	市民安全部市民協働推進課
2	岡崎市自転車等駐車対策協議会	市民安全部防犯交通安全課
3	岡崎市男女共同参画推進及び多様な性の尊重に関する審議会	社会文化部多様性社会推進課
4	岡崎市図書館交流プラザ運営協議会	社会文化部生涯学習課
5	岡崎市図書館協議会	中央図書館
6	岡崎市美術博物館協議会	美術博物館
7	※岡崎市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	福祉部長寿課
8	岡崎市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会	福祉部介護保険課
9	岡崎市子ども・子育て会議	こども部こども育成課
10	岡崎市環境審議会	環境部環境政策課
11	岡崎市水循環推進協議会	環境部環境政策課
12	岡崎市都市計画審議会	都市政策部都市計画課
13	岡崎市景観審議会	都市政策部まちづくりデザイン課
14	岡崎市水道事業及び下水道事業審議会	上下水道局上下水道部総務課

15	岡崎市学校給食センター運営委員会	教育委員会事務局学校給食センター
16	岡崎市社会教育審議会	教育委員会事務局社会教育課
	岡崎市附属機関設置条例に基づき設置される附属機関名	(市長の附属機関)
1	岡崎市行財政調査会	財務部行政経営課
2	岡崎市国際化推進委員会	社会文化部多様性社会推進課
3	岡崎市生涯学習推進委員会	社会文化部生涯学習課
4	岡崎市地域福祉計画推進委員会	福祉部ふくし相談課
5	岡崎市障がい者自立支援協議会	福祉部障がい福祉課
6	岡崎市自殺対策推進協議会	保健部健康増進課
7	健康おかざき 21 計画推進協議会	保健部健康増進課
8	岡崎市農業振興ビジョン推進委員会	経済振興部農務課
9	岡崎市森づくり協議会	経済振興部森林課
	岡崎市附属機関設置条例に基づき設置される附属機関名	(教育委員会の附属機関)
1	岡崎市 30 人学級実施検討会議	教育委員会事務局教育政策課

調査項目は、①受付日を記した受付簿が整備されているのか。②審査基準を定めているのか。③選考委員会を設置しているのか。④選考委員会のメンバーは何で決めているのか。また、担当部課以外の者は入っているのか。⑤選考にあたって、選考委員会は開かれたのか。⑥会議録は作ってあるのか。⑦応募者数、⑧採用者数など、これらがわかる書類を 16 件について求めています。

現在 4 件の情報開示がありました。以下の通りです。

付属機関名	受付簿	選考基準	選考委員会	メンバーの決め方	担当部課以外の者の有無	選考委員会開催	議事録	応募者及び採用者数
行財政調査会	無	論文審査の点数	有	別に定める	無	開催	有	応募 4 名、採用 2 名
障がい者自立支援協議会	無	論文審査の点数	有	別に定める	無	開かれず(稟議)	稟議書	応募 4 名、採用 3 名
観光基本計画推進委員会	無	論文審査の点数	有	別に定める	無	開かれず(稟議)	稟議書	応募 9 名、採用 3 名
上下水道事業審議会	無	論文審査の点数	有	要綱に定め有り	無	開催	有	応募 4 名、採用 2 名

開示された付属機関によって取り扱いに差異があり、受付順に整理された名簿があるのが「水道事業及び下水道事業審議会委員」のみでした。「障がい者自立支援協議会委員」では期間外に応募された方がいて失格となっているにもかかわらず、受付簿が作成されていないのは問題ではないでしょうか。

すべての付属機関の公募委員採用にあたって、すべて担当部課職員のみで選考委員会を作られています。公募委員は、市行政の考えや専門家の意見以外に市民からの新鮮な意見、素朴な意見を求めているはずですが(それでなければ必要ないのですから)。少なくとも、選考委員の一人は外部(付属機関の前期委員、できれば前期公募委員)の者を加えるべきではないでしょうか。

そのうえ、どこの要綱でも「公募委員の選考を適正に行うため、〇〇選考委員会を設置する。」とし、委員の過半数が出席しなければ会議は開かれない」と規定しているにもかかわらず、4 件中 2 件では稟議書で処理していました。選考委員会を開かなければ、公募委員の決定はできないはずで、適正に行ったと言えないでしょう。担当部課のなれ合いで公募委員を決めているとみられても仕方ありません。反省されたい。

# 消防団報酬について、新たな疑問

毎日新聞プレミアムメール（2022. 6. 14）で消防団員の報酬について新しい記事がありました。

## 報酬は渡さない 通帳・カードを回収する消防団の驚くべき手口

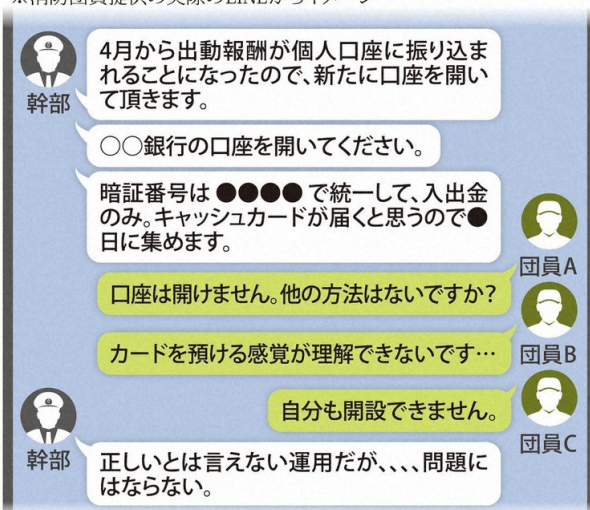
消防団員に銀行口座を新規に開設させ、その口座の通帳やキャッシュカードを団幹部が回収し、行政から振り込まれる報酬を団員個人に直接渡さない不正が複数の消防団で行われていることが毎日新聞の取材で判明した。銀行口座を本人以外が管理するのは明らかな犯罪行為。「共助」の担い手として地域社会に貢献する消防団に何が起きているのか。

## 暗証番号は同じに

千葉県北部の消防団。今年2月、所属する全団員に幹部から無料通信アプリ「LINE（ライン）」のメッセージが届いた。報酬を振り込むための口座を開設したうえで、

### 口座回収を巡る消防団員らのやり取り

※消防団員提供の実際のLINEからイメージ



そのキャッシュカードを分団に預けるという内容だった。暗証番号は全員が同じ番号に統一することも指示されていた。銀行口座を開設者以外の者に渡したり、第三者が口座を管理したりするのは法律で禁じられている。マネーロンダリング（資金洗浄）の温床になりかねず、悪質な場合は詐欺罪や犯罪収益移転防止法違反などの罪に問われることになる。「法令違反になる気がします。他の方法はないですか？」。40代の男性団員は幹部のLINEに返信した。しかし、指示は覆らない。「正しいとは言えませんが、犯罪に至らないので問題になりません」

### 口座回収を巡る消防団員らのやり取り

不信感を募らせた男性は口座開設の指示を拒否。ほかにも複数の団員が口座開設を拒否した。この消防団では報酬の支給方法が今も決まっていないという。

東京都町田市のある消防団も団員に農協系の金融機関で個人口座として開設させている。所属団員らによると、キャッシュカードや通帳はやはり分団が回収・管理しており、市から振り込まれる出勤報酬（4時間以上8000円）は団員個人ではなく分団が管理している。キャッシュカードの回収に関わったある分団幹部が取材に応じた。

「頭では（不正だと）分かっている。曖昧な部分とはっきりダメなところの線引きが明確でないのをいいことに、昔の慣習から抜け出せずにいた」。個人への報酬を分団が管理していた「昔の慣習」を明かした幹部に今後の対応を聞くと、「原資が税金である以上、見直していく」と話した。

## 飲み食いに使われ

なぜ、新規に口座を開設する必要があったのか。取材を進めると、消防団員の報酬を巡る不透明な実態が浮かんできた。

### 出動報酬の支給方法

消防団員は特別職の地方公務員。給料にあたる「報酬」（年3万6500円）と、消火活動や訓練などに出動した際に支給される「出動報酬」があり、いずれも原資は税金だ。各市町村が条例で定めて支給している。消防団の報酬を巡っては、団員個人ではなく分団がプールして飲食代や遊興費に充てるなどずさんな管理が長年、問題となっている。事態を重くみた政府は一昨年末から昨年1月、全国の消防局、消防本部、一部事務組合など1719団体を対象に実態調査を実施。全ての団体から回答を得たところ、全団員に出動報酬を直接支給しているのは36%にとどまり、残りは団員個人に直接支給していなかった。

「透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること」。総務省は昨年4月、報酬を支給する市町村に対し、直接支給を徹底するよう通知。個人に支給していない市町村に対しては、1年後の今年4月から直接支給に切り替えるよう促していた。男性が口座開設を拒否した消防団を所管する自治体も出動報酬は個人ではなく消防団に支払っていたが、4月からは団員個人への支給に変更。それに合わせて消防団が各団員に報酬を振り込むための口座を新規に開設するよう指示したとみられる。

口座開設を拒否した団員が問題視するのは、汗をかいた者に報酬が届かないこと以上に、プールされた報酬の使い道だ。その多くが飲み食いに使われているという。

「カードが盗まれたりマネーロンダリングに使われたりしたら取り返しがつかない」、「何に使うのかや管理方法も説明されずに口座を作らせて回収する手口は納得できない」、「我々が特別職の公務員であるという自覚に欠け、正気の沙汰とは思えない」。団員らはこう憤る。

## 国や自治体も「見て見ぬふり」

行政も手をこまねている。お金の流れとしては、個人の口座に報酬が振り込まれるため、形式上は直接支給が進んだことになり、その口座を誰が管理しているかまでは外部から分からないためだ。口座開設の指定を受けた銀行の広報担当者に聞くと、「取引約款などの各種約款に抵触することになり、取引は遠慮頂くようお願いするこ

とになる」とコメント。政府も「口座を作らせて回収しているという話は聞く。個人払いの趣旨を害すうえ望ましくない」（総務省の担当者）と批判する。しかし、報酬を支給する側の自治体の担当者は通帳やカードを回収する不正について「把握していないし、確認する予定もない」と話す。

地下に潜るように表面化しない不正行為。報酬を手にもできずにいる消防団員の間では「潜伏型横領」と呼んでいるという。

総務省は4月、報酬の支給方法に関する実態調査を再び実施した。その結果、直接支給している団体は約7割に上昇したが、残る約3割は依然として分団などに支給されていた。直接支給の中にも「潜伏型横領」が含まれている可能性があるため、報酬体系の抜本改革にはほど遠い状況だ。

全国の消防団員の数は現在、約80万人。年間1万人前後のペースで急速に減り続けている。予算欲しさに活動実績を偽って報酬や手当を得る「幽霊消防団員」の存在も問題視されており、多くの悪習が消防団離れの一因になっている。

関西大の永田尚三教授（消防行政）は「個人口座の回収は大問題だ。活動費の着服や横領が多発する中、通帳やカードを悪用されるかもしれないと疑う人が出てくるのは当然のこと。個人に支給すべき報酬を飲み食いや旅行代などにつぎ込む慣習について、見て見ぬふりをしてきた国や自治体の責任は重い。本当に団員個人への直接支給が行われているかどうか、行政主導で監視体制を整えていく必要がある」と話している。【高橋祐貴】

## 岡崎市議会議事録のHPへの掲載が遅い！

## 会員の一人が事務局に聞いてみました

岡崎市議会の議事録のホームページ上への掲載があまりに遅いので議会事務局に問合せしました。

今年3月時点で、昨年9月議会の議事録が最新でした。

「1. 議会終了から、150日経っても議事録が配信されない理由を教えてください。 →

公開に時間を要しており、御迷惑をおかけしております。配信が遅れている理由といたしましては、新型コロナウイルスのワクチン接種業務はじめ、保健所業務の支援のため人員が減少しているためです。できるだけ早く公開できるように鋭意校正作業に努めてまいりますので、御迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。」

そして、6月17日現在、昨年12月議会が最新です。県内の他の議会を調べると、ほとんどの市議会でも、予算の審議が行われる2月または3月議会の議事録が5月中にホームページに掲載されています。

再び、岡崎市だけが特に遅れている理由を問い合わせると、以下のような回答がありました。 →

「平素より議会運営にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。」

昨日、お問合せをいただきました会議録のホームページ掲載の件につきまして、ご回答させていただきます。

まず、3月定例会の会議録について、ホームページへの掲載が遅れご迷惑をおかけしておりますこと、

お詫び申し上げます。

3月にお問合せをいただいた際にもご説明をさせていただきましたが、保健所業務の支援のため人員が減少しており、その影響がまだ続いている状況でございます。

現在、3月定例会の議事録も少しでも早く掲載ができるように鋭意校正作業中でございますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。 岡崎市議会事務局 」

コロナ対応の支援で、人が割かれているのは理解できるが、岡崎市に限ったことではありません。市長が市民参加を推進しようとしているなかで、重要なアイテムである議事録のホームページへの掲載が、岡崎市だけが遅れているのは、現在、音声会話を即時に自動翻訳ができる技術がある中で、いかがなものかと思えます。

## 香川県議らが「意見交換会費」名目で支出 した政務活動費約 2000 万円を返還

平成 25 年度香川県議会政務活動費住民訴訟 県側控訴  
取下 高松高裁

市民オンブズ香川が提訴した平成 25 年度香川県議会政務活動費住民訴訟で、香川県議会議員は 21/12/16 に、1 審高松地裁 974 万 1783 円返還命令を受け入れ、香川県は控訴取り下げを行いました。

・ 21/12/16 香川県

各種会議の会費・会合参加費に係る政務活動費の運用に関する議長声明及び控訴取り下げに関する知事コメントについて

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gikai/annai/hodo/031216houdouteikyoo.html>

・ 21/4/20 香川県議 平成 25 年度 974 万 1783 円返還命令 高松地裁

<https://www.ombudsman.jp/data/210420.pdf>

## 市民オンブズ岡崎 例会の案内

7月5日（火）PM 7時 00分～

8月2日（火）PM 7時 00分～

りぶら（岡崎中央図書館）102A 会議室